

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号） 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第三条関係）

別表（第三条関係）

法令名	条項
（略） 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）	（略） 第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条第一項、第九十三条第三項及び第四項、第九十八条第一項、第二百六十二条第二項及び第三項（同条第三項については、第三百三十条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十条第二項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第二項、第三百三十五条第一項、第四百四十四条第二項、第五百二十二条第一項、第五百五十九条第三項及び第四項並びに第七十一条第二項
（略） 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	（略） 第四条の九第三項

法令名	条項
（同上） 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）	（同上） 第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第三十八条第一項、第四十条第一項、第五十二条の六の二第一項（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三第二項及び第三項（これらの規定を第九条の四第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十二条の二十五（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十第三項及び第四項、第五十三条の五第二項並びに第五十三条の九
（同上）	（同上）
（同上）	（同上）
有線ラジオ放送業	第三条、第六条の二第二項及び第七条

		(略) 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）		(略)		独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）	第二十八条第一項、第三十三條並びに第三十八條第一項、第二項及び第四項	(略)		電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六	第十一条（文書の提出に限る。）
--	--	------------------------------------	--	-----	--	------------------------	------------------------------------	-----	--	--------------------------	-----------------

務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）		(同上)	(同上)	有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）	第三条第二項、第十三條第四項及び第十七條の二第二項	(略)	(略)	電気通信役務利用放送法	第三条第二項及び第三項（同条第三項については、第六條第三項において準用する場合を含む。）並びに第六條第二項	電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三	第十一条
--------------------------------	--	------	------	------------------------------	---------------------------	-----	-----	-------------	---	--------------------------	------

十二号)	(略)	放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）
百六十二号)	(略)	<p>第十条、第十二条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十五条、第十六条第二項、第二十二條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで（これらの規定を第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第二十九條第一項、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第一項、第六十八條、第六十九條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三條、第七十四條、第七十六條第一項、第七十七條、第七十八條第一項及び第二項、第七十九條、第八十一條第一項、第八十五条、第八十六條第二項及び第三項、第九十二條第二項、第一百二條、第一百五條、第一百六條、第一百八條第一項及び第三項、第一百九條、第二十一條から第二十五條まで、第二十八條、第三十條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三條、第三十五條、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條第一項、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第六十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二條、第六十五條第一項、第六十六</p>

百六十二号)	(略)	放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）
百六十二号)	(略)	<p>第二条の二、第二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第二条の四、第二条の五、第二条の十第二項、第四条、第七条、第八条から第十条まで（これらの規定を第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の二第一項、第十七条、第十七条の二第一項、第十七條の二の二第一項、第十七條の四の二、第十七條の四の三第一項、第十七條の四の四、第十七條の五第一項、第十七條の五の三、第十七條の五の五から第十七條の五の七まで、第十七條の六第二項、第十七條の十二、第十七條の十三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十七條の十六、第十七條の十七、第十七條の十九第一項、第十七條の二十、第十七條の二十一第一項及び第二項、第十七條の二十一の二、第十七條の二十三第一項、第十七條の二十五、第十七條の二十六第二項及び第三項、第十七條の二十八の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十七條の二十八の十三から第十七條の二十八の十五まで、第十七條の二十八の二十五第一項及び第二項、第十七條の二十八の二十六、第十七條の二十八の</p>

	<p>条、百六十七條、百七十七條第一項及び第二項、百七十八條、百七十九條、百八十條、百八十一條並びに百八十四條</p>
<p>(略)</p> <p>無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)</p>	<p>(略)</p> <p>第五條、第七條第三項、第八條第一項(第十一條第二項、第十二條第三項、第二十條の三第六項、第二十條の三の二第六項、第二十條の三の三第五項及び第二十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二、第九條(第二十條の十第一項において準用する場合を含む。)、第十條、第十一條第一項、第十二條第一項(第二十五條第一項前段において準用する場合を含む。)、第十三條、第十四條第一項(第二十條の十第一項において準用する場合を含む。)、第十五條の二の二第一項、第二項及び第三項(第十六條第五項及び第二十五條第六項において準用する場合を含む。)、第十五條の三第一項(第十六條第五項及び第二十五條第三項において準用する場合を含む。)、第十六條第一項、第十六條の二、第二十條の二第一項(第二十條の十第二項、第二十五條の八及び第二十八條の二において準用する場合を含む。)、第二十條の三第一項及び第八項(第二十條の十第二項及び第二十五條の八で準用する場合を含む。)、第二十條の三の二第一項(第二十條の</p>

	<p>二十八第一項、第十七條の二十八の二十九、第十七條の二十九並びに第十七條の三十</p>
<p>(同上)</p> <p>無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)</p>	<p>(同上)</p> <p>第五條、第七條第五項、第八條第一項(第十一條第二項、第十二條第三項、第二十條の三第六項、第二十條の三の二第六項及び第二十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二、第九條(第二十條の十第一項において準用する場合を含む。)、第十條、第十一條第一項、第十二條第一項(第二十五條第一項前段において準用する場合を含む。)、第十三條、第十四條第一項(第二十條の十第一項において準用する場合を含む。)、第十五條の二の二第一項、第二項及び第三項(第十六條第五項及び第二十五條第六項において準用する場合を含む。)、第十五條の三第一項(第十六條第五項及び第二十五條第三項において準用する場合を含む。)、第十六條第一項、第十六條の二、第二十條の二第一項(第二十條の十第二項、第二十五條の八及び第二十八條の二において準用する場合を含む。)、第二十條の三第一項及び第八項(第二十條の十第二項及び第二十五條の八で準用する場合を含む。)、第二十條の三の二第一項(第二十條の十第二項及び第二十五條の</p>

十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。）、第二十条の三の三第一項、第二十条の八第一項、第二十三条第一項（第二十五条の二十二において準用する場合を含む。）、第二十三条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項、第二項及び第三項（これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一、第二十五条の十二（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十三第一項（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十九第一項、第二十五条の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二（第三十一条の三及び第三十一条の四において準用する場

八で準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項、第二十三条第一項（第二十五条の二十二において準用する場合を含む。）、第二十三条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項、第二項及び第三項（これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一、第二十五条の十二（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十三第一項（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十九第一項、第二十五条の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二（第三十一条の三及び第三十一条の四において準用する場合を含む。）

	合を含む。)	行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）	第二条の二、第二条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二条の四、第二条の六、第二条の八第一項及び第二項（第二条の九第二項において準用する場合を含む。）、第二条の九第一項、第二条の十一、第二条の十二及び第十六条（第十九条において準用する場合を含む。）	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	恩給給与規則（昭和二十八年総理府理恵第六十七号）	第十三条及び第十五条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)	(同上)	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第三号）	第二条第二項、第三条、第五条、第五条の三、第七条及び第八条	(同上)	(同上)	有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例（昭和二十八年郵政省令第五十五号）	本則	(同上)	(同上)
------	------	--	-------------------------------	------	------	--	----	------	------

<p>消防団員等の公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則（昭和三十三年総理府令第五号）</p>	<p>第五条、第七条、第八条、第十条（同条第二項については、第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第十二条</p>
<p>（略） 郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）</p>	<p>（略） 第二条</p>

<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>有線放送電話規則（昭和三十二年郵政省令第十七号）</p>	<p>第二条第一項及び第三項（同条第三項については、第三条第二項及び第五条第二項において準用する場合を含む。）、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第六条、第七条第二項、第八条並びに第九条第二項</p>
<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七条、第八条、第十条、第十三条の二から第十四条まで、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十条の三、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条、第三十三条の五、第三十四条、第三十六条及び第三十九条</p>
<p>有線テレビジョン</p>	<p>第一条</p>

(略)	(略)
電波監理審議会が行う意見聴取に関する規則(平成六年郵政省令第六十八号)	<p>第四条、第五条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第六条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第十一条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第十五条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第十七条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十一条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十四条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十六条(第四十二条において準用する場合を含む。)、第二十八条(第四十二条において準用する場合を含む。)、第二十九条(第四十二条において準用する場合を含む。)、第三十条(第四十二条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第四十二条において準用する場合を含む。)、及び第四十一条</p>

放送の設備及び業務の届出の特例(昭和四十八年郵政省令四号)	(同上)
電波監理審議会が行う意見聴取に関する規則(平成六年郵政省令第六十八号)	<p>第四条、第五条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第六条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第十一条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第十五条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第十七条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十一条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十四条(第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十六条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十八条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第二十九条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第四十四条において準用する場合を含む。)、及び第四十三条</p>



<p>(略)</p> <p>電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）</p>	<p>(略)</p> <p>第一条第一項、第四条第一項から第三項まで並びに第五条第一項から第三項まで及び第五項</p>
<p>特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令（平成十三年総務省令第百八十一号）</p>	<p>本則</p>
<p>(略)</p> <p>統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）</p>	<p>(略)</p> <p>第二条から第五条まで</p>
<p>一般放送の設備及び業務の届出に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第〇〇号）</p>	<p>第一条第一項、第二条第一項及び第三条第一項</p>

<p>(同上)</p> <p>電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）</p>	<p>(同上)</p> <p>第一条第一項、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項</p>
<p>特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令（平成十三年総務省令第百八十一号）</p>	<p>本則</p>
<p>(略)</p> <p>電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）</p>	<p>(略)</p> <p>第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条、第三十条、第三十五条の三、第三十五条の五から第三十五条の七まで並びに第三十七条</p>
<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>

◇号